

第4回阿蘇市議会会議録

1. 令和6年7月9日 午前10時00分 招集
2. 令和6年7月9日 午前10時00分 開会
3. 令和6年7月9日 午前10時31分 閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	杉 谷 保 信	2 番	中 川 文 久
3 番	菊 池 勝 秀	4 番	竹 原 真理子
6 番	佐 藤 菊 男	7 番	児 玉 正 孝
8 番	甲 斐 純一郎	9 番	立 石 昭 夫
10 番	竹 原 祐 一	11 番	園 田 浩 文
12 番	市 原 正	13 番	大 倉 幸 也
14 番	湯 浅 正 司	15 番	五 嶋 義 行
16 番	古 木 孝 宏	17 番	谷 崎 利 浩
18 番	菅 敏 徳		

欠席議員

5 番 佐 藤 和 宏

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐 藤 義 興	副 市 長	和 田 一 彦
教 育 長	坂 梨 光 一	総 務 部 長	高 木 洋 仁
市 民 部 長	宮 崎 隆	経 済 部 長	荒 木 仁
土 木 部 長	中 本 知 己	教 育 部 長	山 口 貴 生
阿蘇医療センター事務部長	村 山 健 一	総 務 課 長	和 田 直 也
農 政 課 長	佐 伯 寛 文	上 下 水 道 課 長	竹 原 昭 典
企 画 財 政 課 長	廣 瀬 和 英	教 育 課 長	松 岡 幸 治

8. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	山 本 繁 樹	議 会 事 務 局 次 長	塚 本 栄 治
書 記	山 本 悠 未		

9. 議事日程

開会（開議）宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

- 日程第 3 提案理由の説明
- 日程第 4 報告第 8 号 専決処分の報告について
- 日程第 5 報告第 9 号 専決処分の報告について
- 日程第 6 議案第 60 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 7 議案第 61 号 令和 6 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 2 号）について

午前 10 時 00 分 開会

1 開会宣言

○議長（菅 敏徳君） おはようございます。

本日、臨時会が招集されましたところ、議員各位には公私御多忙のところ御出席賜り、厚く御礼申し上げます。

ただ今の出席議員は 17 名であります。5 番議員、佐藤和宏君につきましては、所定の手続を経まして欠席の届を受けております。したがって、定足数に達しておりますので、令和 6 年第 4 回阿蘇市議会臨時会をこれより開会いたします。

執行部出席者につきましては、お配りしております執行部出席者名簿のとおりです。

それでは、議事に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 1「会議録署名議員の指名」を行います。

今期、臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定により、1 番議員、杉谷保信君、17 番議員、谷崎利浩君の両名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 2「会期の決定について」を議題といたします。

会期日程等につきましては、これより議会運営委員長が報告をいたします。

議会運営委員長、古木孝宏君。

○議会運営委員長（古木孝宏君） おはようございます。

7 月 2 日午前 10 時から議会運営委員会を開催し、本日の会期日程等について審議を行いましたので、その結果を報告いたします。

本臨時会の付議事件は、専決処分の報告 2 件、工事請負契約の締結 1 件、補正予算 1 件、合計 4 件であります。会期は、本日 7 月 9 日の 1 日のみといたします。日程表は、事前に配付しているとおりでございます。

次に、本臨時会における議案等の審議方法は、委員会付託を省略して採決をすることといたしました。

最後に、本日の議会閉会後は本議場において全員協議会を開くことといたしましたので、御出席のほど、よろしくお願いいたします。

以上、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長（菅 敏徳君） 会期日程等につきましては、議会運営委員長の報告のとおりであります。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、委員長の報告のとおり、本日 1 日と決定いたしました。

日程第 3 提案理由の説明

○議長（菅 敏徳君） 日程第 3、市長の「提案理由の説明」を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） 議員の皆さん、おはようございます。

早速、令和 6 年第 4 回阿蘇市議会臨時会提案理由の説明をさせていただきます。

報告第 8 号「専決処分の報告について」

本件は、令和 6 年 3 月 21 日、阿蘇市内牧（市道番出成川線）において発生した一般車両の物損事故について、同年 6 月 20 日に示談が成立、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

報告第 9 号「専決処分の報告について」

本件は、令和 6 年 1 月 30 日、阿蘇市一の宮町宮地（市道宮地手野線）において発生した公用車の衝突事故について、同年 6 月 21 日に示談が成立、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

議案第 60 号「工事請負契約の締結について」

本件は、波野中学校屋内運動場改修工事について、工事の請負契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第 61 号「令和 6 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 2 号）について」

歳入では、前年度繰越金を、歳出では、高等学校事業補助金（連携協定分）及びアゼリア 21 に係る不動産鑑定評価業務委託料等を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 438 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 185 億 4,753 万 2,000 円といたしました。

以上、議案 4 件（報告 2 件、契約 1 件、予算 1 件）を本日上程いたしますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（菅 敏徳君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

日程第 4 報告第 8 号 専決処分の報告について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 4、報告第 8 号「専決処分の報告について」を議題といたします。

土木部上下水道課長の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（竹原昭典君） おはようございます。

ただ今議題としていただきました報告第 8 号、専決処分の報告について、御説明させていただきます。

議案書の 1 ページになります。報告第 8 号、専決処分の報告について。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告いたします。

提案理由につきましては、先ほど市長が述べられたとおりでございます。

議案書の 2 ページ、専決処分書を御覧ください。市は、次のとおり損害賠償の額とそれに伴う和解事項を決定する。1、損害賠償の相手、記載のとおりでございます。2、事故の詳細、令和 6 年 3 月 21 日午後 1 時 10 分頃、阿蘇市内牧（市道番出成川線）において、土木部上下水道課職員（40 代）が水道管破損事故復旧のための断水作業終了後に仕切弁開閉器を市道側に放置、この間近隣の店舗にて水道水の濁りを確認中に、偶然通りかかりました甲の運転する車両が、その仕切弁開閉器を踏み上げ、同車両助手席側ドアに損害を与えました。3、損害賠償の額、市は、甲に対し 4 万 570 円を支払う。甲の損害額 6 万 7,617 円に対し、市の過失割合は 6 割であり、こちらは全国町村会総合賠償保険で支払います。4、和解事項、本件事故に関して、今後、双方とも裁判上または裁判外において一切異議申立て及び請求を行わないことを確認する。

事故の状況に関しまして少し説明させていただきますと、上下水道課内牧水道分室に勤務する職員が水道管漏水修理対応として断水作業後に、仕切弁、バルブですけれども、仕切弁や排泥弁を操作した鉄製の仕切弁開閉器を路側に放置したまま現地から離れ、近隣の店舗に濁りや水質の異常がないかを確認していたところ、番出住宅方面から国道 212 号に向かい通行していた当該車両が仕切弁開閉器に乗り上げ、仕切弁開閉器が跳ね上がり、当該車両の左側、助手席側でございますけれども、に損害を与えたものでございます。通常ですと作業用の道具などはその都度公用車に格納するか携帯するものであるところを、軽率に路側に放置していたことが事故の原因であり、仕切弁開閉器は舗装の色と同色であるため視認しづらく、車両でなく、一般の歩行者の方がつまずき転倒する可能性、危険性もございました。

普段から公用車の運転や断水等の作業等の安全管理について再三注意を呼びかけておりますが、今回のこともありますし、再度徹底して作業上の安全確認、そちらを徹底して心がけてまいりたいと思います。今回は、本当に申し訳ございませんでした。

以上、御報告申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

日程第 5 報告第 9 号 専決処分の報告について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 5、報告第 9 号「専決処分の報告について」を議題といたします。

経済部農政課長の説明を求めます。

農政課長。

○農政課長（佐伯寛文君） おはようございます。

議案書の 3 ページをお願いいたします。ただ今議題としていただきました報告第 9 号、専決処分の報告について、御説明をいたします。

提案理由でございますけれども、本件は、令和 6 年 1 月 30 日、阿蘇市一の宮町宮地（市道宮地手野線）において発生した公用車の衝突事故について、同年 6 月 21 日に示談が成立、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

4 ページの専決処分書をお願いいたします。まず、損害賠償の相手でございますけれども、記載のとおりでございます。2、事故の詳細でございます。令和 6 年 1 月 30 日午後 2 時 55 分頃、阿蘇市一の宮町宮地（市道宮地手野線）において、経済部農政課職員（40 代）の運転する公用車が、林道手野線の委託完了検査を終え、手野方面から市役所に向かって走行中、市役所手前約 300 メートルの交差点内において、甲の運転する車両が中通方面から一時停止をせずに交差点に進入、公用車の右前方と甲の運転する車両の左側側面が衝突、損害を与えたものでございます。3 の損害賠償の額でございます。市は、甲に対し 18 万 3,564 円を支払う。甲の損害額 91 万 7,820 円、市の過失割合でございますが、2 割でございます。4 の和解事項でございますが、本件事故に関して、今後、双方とも裁判上または裁判外において一切異議申立て及び請求を行わないことを確認するものとしております。

補足説明を申し上げます。本件につきましては、当該職員と農政課課内職員の 2 名で委託完了検査を終え、庁舎へ戻るため、市道宮地手野線を走行中、交差点に差しかかる際に相手の車両を確認し減速をしておりましたが、市道と農道との交差点において甲の運転する車両と衝突したものでございます。事故の原因につきましては、相手方の一旦停止無視もございませぬけれども、相手方の運転する車両が止まるものとの思い込みがあったことも事故発生の要因でございます。

今後は、余裕を持った行動と十分な周辺確認、交差点での十分な減速を行い、事故の再発防止に努めるとともに、同乗する職員も含めた十分な安全確認と安全運転を徹底するよう指導したところでございまして、課内全体での一層の事故防止、安全運転に努めてまいります。今回は、大変申し訳ございませんでした。

以上、報告させていただきます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。

3 番議員、菊池勝秀君。

○3 番（菊池勝秀君） これは人身にはならなかったと思うんですが、一般的にこういう事故というのは非常に多いですね。一旦停止を相手がしていないということですけど、過失割合は一般的に 8 対 2 となっているんですよ。ですので、市役所として運転する職員に、こういう危険予知の訓練とか、そういったものというのは実施しているのでしょうか。

○議長（菅 敏徳君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） ただ今の御質問にお答えいたします。

職員の交通安全の意識向上については、インフォメーション等も通じながら、また、所属長が公用車の管理者となっておりますので、所属長を通じて部課職員に対して交通安全意識の向上に向けて適宜周知と教育を行っているという状況でございます。

○議長（菅 敏徳君） 菊池勝秀君。

○3 番（菊池勝秀君） ありがとうございます。

適宜ということですが、こういった部分というのは、人身事故にならなかったからいいんですけど、やっぱり大きな事故になる可能性がありますので、ぜひ危険予知の訓練というのを繰り返し繰り返し行っていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（菅 敏徳君） 総務課長。

○総務課長（和田直也君） 非常に交通事故というのは人を傷つける大変危険なものということで、職員もそういう意識を持って取り組むということでございます。なお、新人の職員等については、大津町の本田技研内にある施設において、必ず安全運転の講習を受けるということで指導徹底をさせていただいているところでございます。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

お諮りいたします。日程第 6、議案第 60 号「工事請負契約の締結について」、日程第 7、議案第 61 号「令和 6 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 2 号）について」は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略し、質疑、討論、採決まで行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 60 号及び議案第 61 号は、委員会の付託を省略し、質疑、討論、採決まで行うことに決定いたしました。

日程第 6 議案第 60 号 工事請負契約の締結について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 6、議案第 60 号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（高木 洋君） おはようございます。

議案書の5ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました議案第60号、工事請負契約の締結について、御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございます。本件につきましては、波野中学校屋内運動場改修工事につきまして、工事の請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び阿蘇市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

中段付近をお願いします。まず、契約の目的でございます。波野中学校屋内運動場改修工事。契約の方法、指名競争入札。契約金額、消費税を含めまして2億5,410万円でございます。契約の相手方、所在地は、阿蘇市内牧963番地2、株式会社田上建設、代表者は、代表取締役、田上明氏でございます。

工事の詳細を申し上げます。波野中学校の屋内運動場、いわゆる体育館につきましては、平成3年に新築されております。建設後33年を経過し、特に屋根の防水機能が著しく劣化、躯体の維持にも影響が出ている現状でございます。令和4年度に実施をいたしました専門家による点検におきましても、経年劣化によりましてアリーナ床のゆがみや外壁、基礎部分のひび割れも確認がなされております。今回、カバー工法によります屋根部分の全面改修など、施設の長寿命化をはじめ、天井、内壁、フロアの床面の改修、照明のLED化、空調設備の新設、トイレのバリアフリー化等々、安心・安全な学校施設づくりに取り組むものでございます。

なお、本件につきましては、6月28日に入札を行い、現在、仮契約中であります。中学校3年生に卒業式だけではなく、少しでも体育館を使っていたきたい、そういった思いから、今回上程をさせていただいております。予定価格が1億5,000万円を超えておりますので、議決をいただいた上で本契約、そして、工事着工、早期の竣工を目指してまいりたいと考えております。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

3番議員、菊池勝秀君。

○3番（菊池勝秀君） 質問をいたします。

指名競争入札ですので、指名者数、それと応札者数ですね、応札者数の分があればその分についての社名を教えてください。それと、工期をお願いいたします。教えてください。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） おはようございます。ただ今の御質問にお答えしたいと思います。

まずは、指名業者の数、阿蘇市内の5社でございます。それに対して応札をした業者の数、全社応札しております。応札しました業者の名称を言いますと、熊本紅屋、ゆめ設計、松田工務店、成瀬建設、それから田上建設になります。

工期につきましては、来年、令和7年1月31日を予定しております。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありませんか。

菊池勝秀君。

○3番（菊池勝秀君） 応札が5社ということですが、熊本紅屋も応札ということですが、入札日が6月28日ですね。それで、この分について紅屋さんも出てきているんですが、紅屋さんは、この間、一の宮の高齢者センターの関係で出てきていると思うんですが、その分で応札というのは一般的にあり得るのでしょうか。体力とか、そのあたりの部分ではどんなでしょうか。一の宮の分と今回の波野の分ですね。教えてください。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 基本的には応札するか、しないかは業者の判断になりますので、体制的な部分とか、そういった部分で対応できるということで応札されたものと推測しております。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第60号について採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第61号 令和6年度阿蘇市一般会計補正予算（第2号）について

○議長（菅 敏徳君） 日程第7、議案第61号「令和6年度阿蘇市一般会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

総務部企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） おはようございます。

ただ今議題としていただきました議案第61号、令和6年度阿蘇市一般会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

別冊1の1ページをお願いします。まず、第1条になります。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ438万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ185億4,753万2,000円と定めております。

まず、歳出予算から御説明いたします。7ページをお願いします。7ページの一番上になります。高等学校事業補助金（連携協定分）としまして218万2,000円を計上しております。

こちらは、阿蘇中央高等学校の魅力向上に向けた特色ある取組を加速するため、新たに2種類の補助事業を実施するものでございます。まず、1点目としましては、進学サポート事業になります。普通科のうち、1年生から3年生までの進学サポート希望者、想定60人に対してまして、市外の学習塾などに通わなくとも同等の学習環境を整えるため、有名進学塾の映像授業を導入するもので、予算計上額のうち106万2,000円を計上しております。また、2点目としましては、スマート産業連携事業になります。社会に順応できる資質、能力を備えた人材育成のため、民間企業や大学などと連携協定を締結しまして、企業から派遣していただく実務家教員の講師料について1時間当たり8,000円を支援するもので、予算計上額のうち、残りの112万円を計上しております。

続いて、その下の款9教育費になります。こちらの2項目につきましては、いずれもアゼリア21関連予算になります。先の6月定例会全員協議会におきまして、今後のアゼリア21の方向性について報告をさせていただきましたが、今後の活用協議を具体的に進めるため、地積測量図作成等業務委託料を150万円、不動産鑑定評価及び意見書作成業務委託料を70万円計上しております。

最後に、1ページ戻っていただいて、6ページをお願いします。今回の補正予算の財源につきましては、令和5年度決算を見込みまして、前年度繰越金を438万2,000円追加計上して対応することとしております。

説明は以上になります。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅 敏徳君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

17番議員、谷崎利浩君。

○17番（谷崎利浩君） 7ページのアゼリアの件ですけれども、これは審議をしていく材料のために調べるということですか、それとも方向性は決まっているんですか。もうちょっと詳しく御説明をお願いします。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） 基本的には一般公募による売却を視野に進めていきたいと考えております。その前段の準備段階として、こういった委託料を予算計上させていただきました。スケジュールにつきましては、今後、詳細を詰めていきたいと考えております。

○議長（菅 敏徳君） 谷崎利浩君。

○17番（谷崎利浩君） 公募の条件として、地元の温泉としての機能を残すとか、そういった条件をつけたりとかする予定はありますか。

○議長（菅 敏徳君） 企画財政課長。

○企画財政課長（廣瀬和英君） まだ具体的には決めておりませんが、基本的な考え方としては、まずは現状有姿、現状のまま事業継続ができればというところでの一般公募による売却を視野に進めていければと考えております。

○議長（菅 敏徳君） 他に質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第 61 号について採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 61 号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本臨時会の会議に付された事件は、すべて終了いたしました。したがって、会議規則第 7 条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会は、本日で閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和 6 年第 4 回阿蘇市議会臨時会を閉会いたします。

この後、準備ができ次第、全員協議会を開催します。本議場にて行いますので、よろしくお願いたします。

午前 10 時 31 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により下記署名する。

令和 6 年 月 日

阿蘇市議会議長

阿蘇市議会議員

阿蘇市議会議員